

社会福祉法人かすみ会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かすみ会（以下「法人」という。）の定款第9条及び定款第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬について必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事、評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。なお、役員が職員である場合、もしくは障害福祉を所管する行政等に所属する役員等には、これを支給しない。

- (1) 理事長については、月額で報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員等については、日額で報酬を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

2 役員等が職務のため出張したときは、別に定める法人職員の旅費規程に準じて、旅費を支給することができる。但し、理事会や評議員会の出席は含まない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等の支給時期は、次の各号による時期とする。

- (1) 理事長の報酬については、毎月25日に口座振り込みとする。（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）
- (2) 理事長以外の役員等の報酬については、理事会や評議員会、その他理事長が必要と認めたものに出席したときに現金支給とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給することができる。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する

別表 1

理事長	月額 50,000円
理事長以外の 役員等	日額 5,000円